

2 金融関係

ア 銀行

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
23信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用(金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)~(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告				<p>(法務省)</p> <p>信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立(平成18年12月15日公布)。</p> <p>要望内容については、整備法の中で、貸付信託にかかる公告に関して電子公告を可能とすることにより措置。</p> <p>(金融庁)</p> <p>「信託法(平成18年法律第108号)」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)」が第165回国会で成立(平成18年12月8日)。</p> <p>要望内容については、整備法の中で、貸付信託に係る公告に関して電子公告を可能とすることにより措置。</p>	

工 保険

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
27 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化 （金融庁）	<p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、</p> <p>）今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>		措置（事例に基づき追記）		<p>（金融庁）</p> <p>ノーアクションレター制度が活用され、適切な事例が蓄積された場合においては、適宜「保険会社向けの総合的な監督指針」に追記することとしている。</p>	